

新型コロナウイルス感染症関連情報

給付金・手当金の支給

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

- 対** ①令和3年12月10日時点で住民登録されており、世帯全員の令和3年度住民税均等割（以下、均等割）が非課税の世帯（課税されている方に世帯全員が扶養されている世帯は除く）
②新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降に家計が急変し、均等割が課されている世帯全員が非課税と同様の事情にあると認められる世帯

給付額 1世帯あたり10万円

申請期間 1月31日(月)～9月30日(金)

申請方法 ①は対象と思われる世帯に案内を順次郵送します。申請不要ですが、受取口座等の確認が必要です。②は必要書類を直接または郵送で社会福祉課または各総合支所社会福祉係へ申請してください。

持 以下の書類（②のみ）

- ・申請書および申立書
- ・令和3年1月以降の任意の1月分の給与明細書等の収入額が分かる書類等（課税されている方全員分）
- ・申請者の本人確認できる書類
- ・受取口座が分かる通帳またはキャッシュカードのコピー

※配偶者などからの暴力を理由に避難している方は避難先で給付金を受け取れる場合がありますので、ご相談ください。

問 社会福祉課社会福祉係（内線3239）／各総合支所社会福祉係（☎ 106／☎ 236／☎ 140）

重度要介護高齢者・重度心身障がい者 の方に対する臨時給付金

申請がお済みでない方は期限内に手続きしてください。

対 次のいずれかに該当し、住民税非課税で施設入所等をしていない方 ※対象者には個別に通知しています。

- ①65歳以上で要介護3以上
- ②身体障害者手帳1・2級
- ③療育手帳A、A
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級

給付額 10,000円/人

申請期限 3月31日(木)（必着）

問 ①介護保険課保険料・給付係（内線3265）／各総合支所高齢者・介護保険係（☎ 107／☎ 231／☎ 160）

②～④障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3242）／各総合支所社会福祉係（☎ 106／☎ 236／☎ 140）



オミクロン株による感染が拡大しています

極めて感染力が強いとされるオミクロン株によって、新型コロナウイルス感染症が再び拡大しています。感染拡大に歯止めをかけるため、**3密の回避、マスクの着用**など基本的な感染対策を徹底していただくとともに、発熱等の症状があるなど体調がすぐれない場合は、外出を控えましょう。大切なご家族やご友人を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

連載

みんなで取り組もう

エスディージーズ

SDGs

（第1回）

この連載では、SDGsの各ゴールについて、目標や現状、気軽に始められる取り組みを紹介していきます。一人ひとりの取り組みは小さくても、それが積み重なれば、久喜市の未来を変える力となります。あなたも今日からSDGsを始めてみませんか？

世界の10人に1人が1日1.9ドル※未満で暮らし、必要な食料や住居、教育、医療などを得ることができていません。
※日本円で約215円（12月9日現在）

ゴール1 「貧困をなくそう」



日本では、約7人に1人の子どもが「相対的貧困」状態（国の文化・生活水準と比較して大多数より貧しい状態）にあります。

～今日から始められる取り組み例～



貧困に苦しむ人々を支援する団体へ寄付をする



必要としている人に食材を寄付する

